

金融研究センター特別研究員公募

研究プロジェクト

【論文等執筆方式】

「諸外国におけるデジタル資産の私法上の取扱い」

<任期：1年半程度>

● 背景

社会経済全体のデジタル化が進展する中、ブロックチェーン技術の活用を含め金融のデジタル化も加速している。一方、私法上のルールの整備は、必ずしもデジタル化のスピードに追いついているとはいがたいところ、デジタル資産の私法上の取扱いが不明確であることにより法的な不確実性が高まることや、現行規定を前提とすると対抗要件の具備等の場面において支障が生じることがありうる。

この点、海外においては、デジタル資産の私法上の取扱いの明確化に向けて、例えば、以下のような取組が進められている。

- UNIDROIT : 「デジタル資産と私法」と題するプロジェクトにおいて、「デジタル資産の私法に関する原則 (UNIDROIT Principles on Digital Assets and Private Law)」が策定され、2023年5月、理事会において採択された。
- 米国：統一商事法典 (Uniform Commercial Code)において、新しいデジタル技術に対応するための改正がなされた。
- 英国：政府よりデジタル資産について検討の要請を受けた法律委員会 (Law Commission) が、2023年6月、「Digital Asset : Final Report」を公表した。

日本におけるデジタル資産（特に暗号資産やステーブルコイン等。以下同じ）の金融サービスに係る法的不確実性を可能な限り低減する観点から、こうした海外の取組等を踏まえ、日本における私法上のルールの課題や解決方法について研究を行う。

● 研究内容

金融サービスの法的不確実性を低減する観点から、上記海外の取組等を踏まえた、日本におけるデジタル資産の私法上のルールの課題やその解決方法についての提言